

5月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年5月10日（金）13時30分 ～ 16時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2 会議室

会 議 の 内 容 議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第26号 非農地判断の可否の決定について
議第27号 彦根市農用地利用集積計画（案）

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 16 濱村 功 |
| 8 北川 悟 | 17 疋田 菜穂子 |
| 9 小林 爲夫 | 18 西川 末美 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | 19 月田 晴男 |

欠席した農業委員は以下のとおり。

- 6 北村 文尾

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 2 柴田 利治 10 田口 友朗 11 西澤 育男 12 中嶋 三次
13 杉本 久夫 14 横山 信人 17 服部 茂樹 18 木村 正彦
19 前田 善隆

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局 長 林 達也 係長 竹中 基史 副主査 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主 任 鋒山 弘樹

当日の記録係 副主査 八木 貴大

○ 議長（林 局長）

定期総会に先立ちまして、前回４月の定期総会にて、農地最適化推進委員に任命された田口 友朗推進委員のご出席いただいておりますので、会長より委嘱状の交付をさせていただきます。田口推進委員は前の方をお願いします。

○議長（田中 金二）

委嘱状交付

○ 事務局（林 局長）

ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、育児休業を頂戴しておりました、竹中が５月１日付で復帰をさせていただきますので、一言挨拶させていただきます。

○(竹中係長)

ご挨拶

○ 事務局（林 局長）

今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

では、この後は田中会長よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

では、ただいまから５月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

北村 文尾 委員 田中 重和 推進委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

２ 柴田 利治 １０ 田口 友朗 １１ 西澤 育男 １２ 中嶋 三次
１３ 杉本 久夫 １４ 横山 信人 １７ 服部 茂樹 １８ 木村 正彦
１９ 前田 善隆

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。9番 小林 爲夫 委員、12番 中川 嘉和 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、5月2日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 濱村 功 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (八木)

議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第26号 非農地判断の可否の決定について

議第27号 彦根市農用地利用集積計画 (案)

でございます。

○ 議長 (田中 金二)

【3条申請審議】

それでは、議第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 (八木)

3条 1番案件

所有権の移転の1番案件の申請地は、市街化調整区域、農業振興地域内の農用地、青地の農地です。

農地の場所は、荒神山にある子どもセンターグラウンドから見て500m程東にあります。

お二人は兄弟なのですが、今現在所有する弟さんが管理できないからということで、お兄さんに贈与したいとして申請されました。

譲受人は10年以上の農業への従事実績があります。畑については、1.5反ほど耕作されていますが、田については貸付をされています。今回贈与を受けるのは田ですが、取得後は管理・保全作業は他の田と同様譲受人が実施し、大型機械を使用する作業については、引き続き委託をされることになります。自宅からの距離も近いことから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 2番案件

まず申請地ですが、2か所ありまして、一つ目が市街化調整区域、農業振興地域内の白地の農地です。二つ目が市街化調整区域、農業振興地域外の農地です。

農地の場所は、●●が佐和山町集落の南の端、譲受人の自宅のすぐ横です。●●は近江鉄道が鳥居本駅側から佐和山トンネルに向かって山に入っていくあたりのすぐ北側にあります。

お二人は祖父同士が兄弟、曾祖父が同じという親戚です。申請地については長年譲受人である●●さんが実質的な管理をしており、譲渡人の●●さんは遠方で管理もできないとして、今回両方で贈与の話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人の●●さんは水稻、畑ともに10年程度の耕作歴があります。住居とも隣接であり常時従

事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 服部 茂樹 推進委員

問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 3番案件

申請地は市街化調整区域、農業振興地域外の農地です。

農地の場所は、県道の水谷彦根線、8号線のつるやゴルフの南側に接した道路と、東海道新幹線が交差するあたりから、南に100mほどの距離です。

譲渡人の●●さんは昨年申請地を相続されましたが、遠方で管理できないところ、隣地で農業をされていて範囲を拡大したいと考えていた●●さんとの間で売買の話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人の●●さんは水稻、畑柞ともに60年程度の耕作歴があり、出荷等もされています。住居とも隣接で、現耕作地の隣ということもあり常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員 何かコメントがあればお

願います。

○ 服部 茂樹 推進委員
特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員
問題ありません。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 4番案件

申請地は市街化区域、農業振興地域外の農地です。

農地の場所は、中山道が芹川を渡る大堀橋の南端から南西に150mほどの距離の住宅街の中にあります。

譲渡人の●●さんは平成15年に彦根から転出した際、申請地だけ売買することができず、遠方で管理に困っており、数年前から譲受人の●●さんに貸しておられたところ、農地法改正により売買が可能になったことから、正式にお譲りしたいとして申請されました。

譲受人の●●さんは自宅の家庭菜園としては60年程度の耕作歴があり、今現在申請地を耕作されています。自宅からすぐの距離ということもあり常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員
問題ありません。

○ 高田 克己 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 5番案件

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内で、田は青地、畑は白地となっています。

農地の場所は、消防署南分署のすぐ南に●●があります。そこから琵琶湖に向かって進んで、最初の交差点の角に●●、その一体となっている田の西側に●●があります。

譲受人、譲渡人の関係は本家分家の関係とのことで遠い親戚関係です。譲渡人の●●さんは遠方で今後の管理も困難であるとして、本家筋にあたる譲受人の●●さんに、売買の形式によりお返ししたいとして話がまとまったため申請に至りました。

譲受人の●●さんは20年ほど前に田の耕作は辞め、畑仕事のみとなっています。このため、元々所有している田と同様、大型機械を使用する基幹農作業は今の耕作者に引き続き依頼し、除草、水管理といった基幹農作業以外の作業に従事されます。自宅からの距離も600mほどです。これらのことから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 6番案件

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の白地に位置しています。

農地の場所は、日夏町中沢の交差点から集落に向かって50mほど入ったあたりの住宅の裏手にあります。

譲渡人の●●さんは最近相続により申請地の所有者となりましたが、自身での管理が困難であるとして、隣地を耕作する譲受人の●●さんと売買の話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人の●●さんは50年ほどの耕作歴があり、申請地の北側と南側で既に耕作をされています。自宅とも隣接しているため、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、7番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 7番案件

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の白地に位置しています。

農地の場所は、稲枝西小学校の南に新木産業の倉庫がありますが、その倉庫と愛知川の、ちょうど間あたりにあります。

譲渡人は老人ホームに入居されており、自身での耕作ができないところ、申請地の隣に住む譲渡人が購入し、徐々に畑にしていけると、売買の話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人は家庭菜園程度の耕作歴ということですが、申請地の面積がそれほど大きくない畑であり、自宅とも隣接しているため、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、8番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 8番案件

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内農用地、青地に位置しています。

農地の場所は、南中学校とＪＲとの間一帯が青地エリアとなっているのですが、いずれもその一角にあります。

譲渡人は農業を廃業するとして、農地の引き取り手を探しておられたところ、事業拡大を予定する譲受人と売買の話がまとまったため、申請されたものです。

なお、耕作については来年から畦畔を復旧して実施し、今年は今までの耕作者が耕作するとのことです。

譲受人は水稻の耕作歴が３０年程あり、農業機械等も保有し、周辺で耕作を行っていることから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、９番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 9番案件

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内農用地、青地に位置しています。

農地の場所は、一か所目が旧タカタ工場の西側、二か所目がナイキの工場の南側にあります。

譲渡人は高齢で農地の管理が困難であるとして、知り合いの●●氏にお声かけされ、売買の話がまとまったとのことです。

譲受人はトラクターや田植え機等を保有し、近江八幡市の方で水稻の耕作歴が３０年程あり、

畑でキクラゲの栽培などもされています。近江八幡からだと車で20分程度の距離であるほか、基幹作業については引き続き現耕作者と基盤法に基づく賃貸借契約を結んで依頼され、耕作以外の管理・保全業務を担われることになることから、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、10番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木）

3条 10番案件

申請地は、市街化区域の農業振興地域外に位置しています。

農地の場所は、いま私たちがいる市役所から東に2,30メートルぐらいの住宅街の中です。

譲受人は仕事のため渡米されていますが、帰国後、申請地の前の宅地に家建て、申請地で家庭菜園をしたいとのことで、宅地の売買に合わせて申請されました。年内には帰国され、住宅の建築に入られる予定であり、それまでは譲渡人と近隣に住む譲受人の母が共同で申請地を維持・管理されます。このため、常時従事要件に抵触する状況も年内に解消される見込みであり、宅地の売買に合わせてという状況からも致し方ないものと思われます。特に地元農業関係団体のない地域になりますが、自宅裏を家庭菜園として利用されることは、特段地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、中嶋 三次 推進委員、濱村 功 委員 何かコメントがあればお願いいたします。

○ 中嶋 三次 推進委員

特に問題ありません。

○ 濱村 功 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。1番案件と2番案件は関連しておりますので、事務局から併せて説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件 2番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は建設業を営まれており、建設機械の他除雪機械も多数保有されております。事業量の増加もあり、この機に現在借りている資材置場等を申請地にまとめたいとして、申請に至りました。

なお、一昨年令和4年12月8日付で、今回の申請地の水路を挟んで隣の●●と●●を資材置場として転用されており、今回はそれを拡張されることになります。

また、2件に分けて申請された理由としては、売買の話合いの進捗が異なっており、2番案件は翌月以降申請の予定だったのが急にまとまったため、〆切のタイミングによりたまたま同月申請することになったということです。

申請地は甘呂町東の交差点から東へ 50m 程度のところ、県道 2 号線沿いで、ローソン彦根甘呂町店の県道挟んで向かい側にある、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上は転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、出入りをする県道側と同じ高さまで造成をされ、砂利敷き資材置場とされます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、農地、農道、水路との境界はいずれも法面とされ、特に農地側については畦畔ブロックから 30cm 離れたあたりを法尻として法面を設けられます。南側農地の所有者への説明、承諾も得られています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書および通帳の写しを添付していただいております、資金面での問題はありません。土地改良区さんとも転用について協議済みです。これらのことから一般基準についても問題がないものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、柴田 利治 推進委員、辻 宏 委員、何かコメントがあればお願いいたします。

○ 柴田 利治 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻 宏 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条 3 番案件

転用目的は専用住宅敷地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは現在愛荘町から彦根市内に通勤されていますが、彦根市内の通勤しやすいエリアで住宅を探していたところ、申請地での売買の話がまとまったため、申請されました。

申請地は、湖岸道路の沿い、県立大学前の交差点から南に 400m ほどのところにある農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内に位置していることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を専用住宅敷地として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、雨水は湖岸道路側へ傾斜をつけ、敷地内に設けた U 字溝から湖岸道路沿いの側溝に放流されます。また、中途半端な残地を残さないように、今回の開発範囲を越えて農地転用の申請をしてもらっている部分がありますが、こちらについては、庭としての利用となり、こちらは地中浸透とされています。下水に接続できない場所になりますので、生活排水については合併浄化槽で処理されます。隣接農地の方への転用の説明も済まれています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明の添付をいただいております、金銭面での問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条 4 番案件

転用目的は専用住宅敷地で、売買による所有権の移転を伴います。

●●さんは同じ八坂町でも大藪浄水場近くの方にお住まいですが、現住居が狭いため住み替えを検討されていたところ、同じ町内の申請地で売買の話がまとまったため、申請に至りました。申請地の位置関係については、3番案件のすぐ隣となりますので、割愛させていただきます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を専用住宅敷地として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、雨水は湖岸道路側へ傾斜をつけ、敷地内に設けたU字溝から湖岸道路沿いの側溝に放流されます。下水についても同様合併浄化槽で処理されます。隣接農地の方への転用の説明も済まれています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と住宅ローンの仮審査結果の添付をいただいております。金銭面での問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 5番案件

転用目的は自己用一戸建専用住宅。売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は現在アパートにお住まいですが、手狭であるため戸建住宅を検討されていたところ、妻の実家の隣にあたる申請地で売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は、八坂町集落内の江面川橋から南西方向へ100mほどのあたり、農振白地の農地です。まず立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんしていることから、農地区分としま

しては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を住宅敷地として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、道路側にU字溝を設置、集水し、前面道路の雨水排水管に接続します。生活排水は公共下水道に接続します。また隣地と高低差が生じるため、境界には境界コンクリートを設置し、流出、崩壊を防ぎます。隣地地権者への転用計画の説明も完了しております。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と住宅ローンの仮審査結果の添付をいただいております、金銭面で問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいておりますので、一般基準についても特に問題ないものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【非農地判断の可否の決定について】

続きまして、

議第26号 非農地判断の可否の決定について を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

非農地判断の可否の決定について

場所は小野町●●。登記地目は畑。現況地目は山林。面積は●●㎡です。所有者は東京都●●さんです。

場所は小野町の中山道沿いにある、小野町こまち会館から見て、ちょうど東側に開けた谷筋があります。その南側の尾根の上。名神高速からもすぐの距離にあります。

そして、市街化調整区域で農業振興地域外の農地です。

この土地は明治 39 年以降相続登記がされていなかったのですが、令和 4 年に大津地方法務局より長期相続登記未了土地として村田さんのところに連絡があり、令和 5 年 5 月 9 日付で曾祖父から現所有者に一気に相続登記されました。また、現況が非農地化して久しいということで、現況に合わせて山林に地目変更登記をしたいと申請されたものです。

●●さんは東京にお住まいで維持管理が不可能なことから、●●と協議を重ねた結果、非農地判断が認められ、地目変更登記されれば、本件土地を●●に譲渡する話がまとまっております。このため今回の申請の書類作成や資料集めについても、●●が全面的に支援をされておられます。なお、●●は平成 16 年 1 月 21 日付で認可地縁団体になっておりますので、土地の所有は可能です。

さて、この土地についてなのですが、もともと昭和初期までは梅畑として管理されていたそうです。その後荒廃し、少なくとも昭和 39 年の名神高速道路開通時にはすでに山林化していたと、自治会から地元の古老に聞き取りをされておられます。

こちらが国土地理院の航空写真です。水路等の形から、恐らく赤丸部分のあたりかと思います。昭和 21 年には山の地肌が見えているようなあたりかと思いますが、昭和 36 年にはほぼ木に覆われているようです。このため、60 年ぐらい前からほぼ山林化していたものと思われます。

次に現場確認に代えての現地写真ですが、現場まではもう道が無く、獣道らしき踏み跡を辿って斜面を登りました。ただ現地は山の尾根部分にも関わらず不自然に地面が真っ平になっていまして、過去に人の手が入っていたことは感じ取れました。

現地にもう梅はなく、主に竹が繁茂しています。枯竹があちこちで行く手をふさいでおり、人の手も入っていないようです。筍を育てている竹林であれば畑となるのですが、とてもそういう環境ではありませんでした。

以上、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であることが明らかであるため、非農地判断を行うことは可能ではないかと思われます。

なお総会に先立ちまして、令和 6 年 4 月 22 日開催の非農地判断検討委員会で事前審査を行っており、非農地と判断するのは妥当であると、結論づけております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては非農地判断を認める決定とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただけますし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加ください。

—— 推進委員退室 ——

—— 農林水産課職員入室 ——

続きまして、議第27号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（鋒山 主任）

（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

—— 異議なし ——

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するということで、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

—— 農林水産課職員退室 ——

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第15号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は3件

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は14件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告、件数は11件 面積は5631.34㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問が無ければ局長専決報告事項の報告については終わります。

○ 議長（田中 金二）

他に何か議論はありますでしょうか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、5月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。